

●町民税について

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。

個人町民税は、前年の所得に基づき、毎年1月1日現在、町内に住所がある個人に課税されます。したがって、年の途中で他の市町村から転入された個人のその年度分の個人町民税は前住所地がある市町村へ納めていただくことになります。また、個人町民税の徴収方法には、皆さんから直接窓口等に払い込まれる普通徴収と勤務先で給与から天引きされる特別徴収があります。

個人町民税は、個人県民税（県税）・森林環境税（国税）と合わせて市町村が一括して徴収しています。

＊均等割と所得割

個人町民税には、税金を負担する能力のある方が均等に負担する「均等割」と、その方の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、その合計額が課税額になります。

均等割額・森林環境税の内訳

税金の種類	税額
森林環境税（国税）	1,000円
個人県民税均等割 （長野県森林づくり県民税500円を含む）	1,500円
個人町民税均等割	3,000円
合計	5,500円

所得割額の算出と税率

（課税標準額 × 税率 - 税額控除 = 所得割額）

税率（所得割）	
県民税	4%
町民税	6%

＊公的年金からの特別徴収の方法

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、その方の年金から天引きします。（年齢の基準日：4月1日、したがって年の途中で65歳に到達した方は翌年から実施。）特別徴収は、年6回の公的年金の支払いの際行われ、4月・6月及び8月には（前年度分の年税額 ÷ 2）÷ 3 が、10月、12月及び2月には、その年度の住民税額から4～8月に徴収された額を差し引いた残りの額の3分の1ずつが徴収されます。

なお、新たに公的年金からの特別徴収の対象となる方については、年度前半（通常6月及び8月）においてその年度の住民税額の2分の1に相当する額が普通徴収され、年度後半（10月～翌年2月）において残りの税額について特別徴収されることになります。

＊法人住民税の算出方法

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に課税されています。税額は、課税標準額に100分の8.4の税率（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。それ以外については100分の12.1）をかけて算出した額と均等割を合算した額となります。

●町民税の申告

町民税の申告は、町県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、皆さんがいろいろな面で町の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった方もなかった方も3月15日までに必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をする方や、前年中の所得が給与だけで勤務先から給与支払報告書の提出がある方は、申告の必要はありません。

◇固定資産税

固定資産税には、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。ただし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

税額は、固定資産税課税台帳に登録された価格（課税標準額）に1.6%の税率をかけて算出した額となります。

◇軽自動車税種別割

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪車等の小型自動車を所有している方に課税されます。バイクなどを購入したり、譲り受けたとき、または廃車するときや町外へ転出するときなどは、必ず税務係か軽自動車協会へ登録または廃車の申請をしてください。

●所得税関係

給与所得のみで年末調整が済んでいる方は申告する必要はありませんが、次の方は確定申告が必要です。

1. 事業所、不動産の譲渡所得などがあり、所得金額が各種所得控除の合計を超える方。
2. 給与所得者は、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得以外の所得合計額が20万円を超える方または2カ所以上から給与を受けている方。

確定申告をしなくてもよい給与所得者等でも医療費控除や住宅取得控除を受ける場合、また年の途中で退職した方等、源泉徴収税額を納めすぎた方は確定申告をすると所得税が戻ります。

＊確定申告の期間は毎年、2月16日から3月15日までの間です。

（還付を受ける方は、2月16日前でも税務署で申告できます。）

●固定資産税課税台帳の縦覧

固定資産税課税台帳の縦覧は、毎年4月に行います。縦覧できる方は、納税義務者、納税管理人、及び代理権を有する代理人また、借地人、借家人も借用物件のみできます。（手数料は無料です。）

●町税等税金に関する相談

町税等税金に関する相談は、いつでもお気軽にお問い合わせください。

●国民健康保険税

＊国民健康保険(以下、「国保」と表記)への加入が必要な方

上松町に住所がある方で次に掲げる以外の方は国保に加入しなければなりません。

1. 職場の健康保険、共済組合及び船員保険などの被保険者とその家族。
2. 生活保護を受けている方。
3. 外国人登録をしている方で1年未満の短期滞在者。

◇保険税について

国保に加入された方は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国、県、町の補助金などとともに国保加入者の医療費を支払うための大切な財源です。

◇軽減について

世帯の所得の合計額に応じて、均等割と平等割を軽減します。

- ・7割軽減・・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
(43万円+10万円×(給与所得者等の数-1))以下
- ・5割軽減・・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
(43万円+(29万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数)+10万円×(給与所得者等の数-1))以下
- ・2割軽減・・・世帯の軽減判定所得の合計額が、
(43万円+(53.5万円×被保険者と特定同一世帯所属者

※特定同一世帯所属者

国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主に変更があった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

※軽減判定所得

所得割基礎額の計算方法と異なり、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除を必要経費として参入または控除しません。また、65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等にかかる所得からさらに15万円が控除されます。

※給与所得者等

同一世帯内の加入者および世帯主のうち、給与収入が55万円を超える方、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方をいいます。

＊非自発的失業者の軽減について

失業時点で65歳未満の方で、雇用保険受給資格証のコードが下記に該当する方はご相談ください。

＊11、12、21、22、23、31、32、33、34

◇国民健康保険税の税率

区分	医療分 (加入者全員)	支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳から 64歳までの加入者)	合計
所得割 (加入者の課税対象額の合計)	6.50%	2.26%	2.00%	10.76%
均等割 (加入者被保険者数)	21,000円	8,000円	8,000円	37,000円
平等割(1世帯)	21,000円	6,700円	6,000円	33,700円
限度額(最高額)	650,000円	220,000円	170,000円	1,020,000円

●国民健康保険税の特別徴収

＊対象者

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主(疑制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金を受給している方が特別徴収の対象者となります。ただし、年度途中で75歳になる世帯主また、介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国保税は特別徴収の対象としません。

＊複数の年金を受給している場合

特別徴収する年金には、次のとおり優先順位があり、受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。

なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

1. 社会保険庁
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 日本私学振興・共済事業団
4. 地方公務員共済組合連合会

◇特別徴収の時期

4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金定期支払時の年6回。

普通徴収は従来通り、5月から2月の年10回となるため、1回の納付額は変わってきますが、総額は変わりません。

◇特別徴収税額の決まり方

徴収時期(納期)	徴収税額
4月、6月、8月 (仮徴収)	前年度保健税額を基に算定した年税額の6分の1の額
10月、12月、 2月(本徴収)	本年度保険税額を算定し、そこから既に賦課済の保険税を引き、残りの税額の3分の1の額

●税金等の納付について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固定資産税	1期			2期		3期			4期		
軽自動車税		全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
町県民税			1期		2期		3期			4期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

◇町税等の納入場所

1. 上松町役場 会計室 2. 八十二銀行 本支店
3. 木曽農協 本支所 4. 長野銀行 本支店
5. 長野県労働金庫 本支店 6. 松本信用金庫 本支店

◇納税に便利な口座振替

町税などの納税に口座振替を利用すると、納期限に預金口座から自動的に引き落としとされますので、大変便利です。ご利用ください。

◇税金の滞納

税金を納期限までに納めないと役場から督促状が出されます。そのままにしておくと、財産(不動産、預貯金、電話加入債権等)の差押、公売などの強制処分を受ける事になります。また、納期限の翌日から延滞金が加算されます。

◇町税の減免

生活保護を受けたり、災害その他の理由で税金を納めることができない場合、その事情に応じて税額を免除したり減額したりする制度がありますのでご相談ください。

◇軽自動車税種別割の減免

身体に障がいのある方または、知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

*軽自動車等の所有者(納税義務者)及び台数等

軽自動車等の所有者(納税義務者)障がい者本人または、障がい者と生計を一にする方で1人につき1台。

*軽自動車等の使用目的

障がい者本人が運転する場合、使用目的は問いません。障がい者と生計を一にする方が運転する場合、障がい者の通院、通所、通学等のために使用する場合。

*減免申請の手続等

軽自動車減免申請書 自動車車検証又は標識交付証明書
身体障害者手帳 運転する方の免許証
印鑑 個人番号カード又は通知カード

*減免申請の提出期限

納期限7日前までに税務係へ提出してください。

●町税に関する証明書の交付について

町税に関する証明が必要なときは、本人(もしくは本人と同居の親族)が申し出てください。代理人による申請は本人が自署、押印した旨を証明する委任状が必要です。

証明の種類と手数料

証 明 の 種 類		手 数 料
固定資産税	評価証明書(土地・家屋)	土地は4筆までを、建物は3棟までを 1件350円とし、以上1筆(又は1棟)増すごとに30円を加算する
	公課証明書(土地・家屋)	
	所有証明書(土地・家屋)	
	資産証明書(土地・家屋)	
	登録事項証明書(土地・家屋)	
町県民税	所得証明書 (課税・非課税証明書等)	1通350円 (コンビニ交付の場合は200円)
納税証明書	町県民税・森林環境税	1通につき350円
	固定資産税	
	軽自動車税	
	法人町民税	
	国民健康保険税	
	軽自動車税(継続車検用)	無料

